**平成２２年（フ）第８７７号**
川崎市宮前区野川1424番地
債務者　納屋　好之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９２８号**
川崎市幸区塚越１丁目20番地25　岡村荘102号
債務者　石原美代子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９３４号**
川崎市幸区小向仲野町14番２―404号　県営小向ハイツ
債務者　辻　　修
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９３５号**
川崎市中原区今井西町187番地32　サンハイツ平林102
債務者　若生　正人
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９３６号**
川崎市宮前区野川1273番地12　グラシューヴィラ101、前住所川崎市宮前区梶ケ谷1406番地３　ライオンズヒルズ宮崎台508
債務者　島田　昭彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２号**
川崎市幸区小倉945番地　幸美荘201
債務者　上江洲洋子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１９号**
川崎市川崎区鋼管通２丁目11番５号
債務者　赤羽あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
川崎市宮前区野川3103番地　フォレストハイツＢ―201、前住所川崎市宮前区神木本町５丁目13番13号　サンヒルズ207
債務者　白石　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３０号**
川崎市宮前区野川1148番地３　野川コーポ201
債務者　佐藤　貞光
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３２号**
川崎市高津区下作延３丁目27番34―401号　ピュアグレイス宮崎台
債務者　久泉小夜子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４３号**
川崎市宮前区潮見台７番３号　オークヴィレッジⅡ―102
債務者　船田　勝広
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１１７８号**
東京都小平市天神町１丁目126―１　ファミール小平壱番館103
債務者　大石　真潮
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２７２号**
東京都杉並区大宮２丁目10―３　倉持方
債務者　葛原眞三朗
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２７５号**
埼玉県さいたま市大宮区寿能町２丁目268　ＪＲ寿能町ＡＰ２―302
債務者　中根まき子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部